

在宅重症難病患者一時入院事業のご案内



1 制度の概要

在宅で療養されている重症の難病患者の方がご自宅で長期に療養するためには、医療的なケアとともに、介護者であるご家族などの休息（レスパイト）が必要です。介護する方の休息が可能となるようレスパイト入院を促進するための受入体制を整備します。

2 利用できる方（以下のすべてを満たす方）

- （１）群馬県に住所を有する方
- （２）群馬県特定疾患医療給付事業の重症認定を受けている方
- （３）在宅で人工呼吸器を使用している方
- （４）介護者の休息等の目的で一時入院が必要な方

3 入院期間・回数

入院期間は原則 1 4 日以内（同一年度）となります。その範囲内であれば入院回数に制限はありません。

4 入院についての注意点

- （１）入院の趣旨が介護者の休息（レスパイト）であることから、特別な治療等はいりません。（基本的には医療費は発生しませんが、雑費、移送費など保険外の費用は、患者さんの負担となります。）なお、一時入院中に治療が必要となった場合は、入院医療に切り替わる場合があります。
- （２）受入医療機関は、群馬県と契約済みの医療機関となります。
- （３）受入医療機関との日程調整が必要となります。申込み多数の場合や受入医療機関の状況により、ご希望に添えないことがあります。
- （４）通常の入院と同様、受入先の医療機関の医療や看護体制でのケアとなります。ご家族のケアと異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことは難しいことがあります。あらかじめご了承ください。

5 相談先

事業のご利用には申請が必要となります。

入院希望の 3 週間前までに、県庁保健予防課に申請書を提出ください。

詳しくは保健福祉事務所（保健所）または群馬県神経難病医療ネットワーク、県庁保健予防課までお問い合わせください。

渋川保健福祉事務所	0 2 7 9 - 2 2 - 4 1 6 6
伊勢崎保健福祉事務所	0 2 7 0 - 2 5 - 5 0 6 6
安中保健福祉事務所	0 2 7 - 3 8 1 - 0 3 4 5
藤岡保健福祉事務所	0 2 7 4 - 2 2 - 1 4 2 0
富岡保健福祉事務所	0 2 7 4 - 6 2 - 1 5 4 1
吾妻保健福祉事務所	0 2 7 9 - 7 5 - 3 3 0 3
利根沼田保健福祉事務所	0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 8 5
東部保健福祉事務所	0 2 7 6 - 3 1 - 8 2 4 3
桐生保健福祉事務所	0 2 7 7 - 5 3 - 4 1 3 1
館林保健福祉事務所	0 2 7 6 - 7 2 - 3 2 3 0
前橋市保健所健康増進課	0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 8 5
高崎市保健所保健予防課	0 2 7 - 3 8 1 - 6 1 1 2
群馬県神経難病医療ネットワーク （群馬大学医学部附属病院内）	0 2 7 - 2 2 0 - 8 5 3 6
群馬県健康福祉部保健予防課	0 2 7 - 2 2 6 - 2 6 1 1

6 本事業についての申請・問い合わせ先

〒371-8570 群馬県健康福祉部 保健予防課 疾病対策係
電話 027-226-2611

